

第6回 斎場運営形態検討会議 会議要旨

1. 開催日時 平成24年7月9日（月） 午前10時から正午まで
2. 場所 あべのルシアス12階 環境局 第1会議室
3. 出席者 委員（4名）
楨村座長、長瀬委員、向山委員、脇田委員

大阪市環境局
玉井環境局長、青野事業部長、金箱斎場霊園担当課長（司会）
渡邊斎場霊園担当課長代理 他3名
4. 議題（1）市立斎場における民間活用の範囲について
（2）市立斎場の運営形態のあり方について
（中間とりまとめ）
（3）最終意見のとりまとめに向けて
5. 議事要旨
（1）市立斎場における民間活用の範囲について資料により中野担当係長から説明。

<各委員より意見の概要>

- ①資料にある指定管理者制度を導入している各都市のうちで、業務委託から指定管理者制度に移行した都市はありませんか、また、移行した都市であれば業務委託と指定管理者制度のメリット・デメリットがよくわかるのではないですか。
- ②デメリットが特になくなっていく都市について、他の都市にあるように引き継ぎ等について、経験をふまえて、情報があれば教えていただきたい。
- ③指定管理者を導入している都市で、複数の斎場がある都市について、1団体に管理させているという選択をしているのは、何か理由があるのですか。

<大阪市からの回答>

- ①資料の各都市については、直営から指定管理者制度を導入した都市、または、管理委託から指定管理者制度に移行した都市になりますので、今回の資料のうち業務委託から指定管理者制度に移行した都市はありません。管理委託から指定管理者制度に移行した都市では、管理団体が同じであるため、メリットはあまりないと聞いております。
- ②特にないと回答のあった都市において、引き継ぎについては事前に期間をおいて行ったため、特に混乱等は無かったと聞いております。
- ③詳しく確認はしていないが、スケールメリットをとって、斎場すべてを1団体に管理させていると考えられます。

(2) 市立斎場の運営形態のあり方について(中間とりまとめ)を資料により、中野担当係長から説明。

<各委員からの意見等>

- ①アンケートの結果の表記について、要望等があったところは、載せておいたほうがいいのではないですか。
- ②まとめ方について、項目ごとに分けて、課題を表記するのがいいのではないですか。
- ③内容について、分類わけが必要ではないですか。
- ④方針のところを最終とりまとめに向けて、考える必要があると思われる。
- ⑤中間とりまとめの中で、民間委託や指定管理者制度を導入する方向でまとめるとあるが、そこについては、もう少し議論する必要があると思われる。

<大阪市としての意見>

今回の資料については、中間的な意見を整理した案とし、各委員からの意見を踏まえた形で、最終的な意見のとりまとめを行いたい、と考えております。

6. 会議資料

- ・これまでの経過
- ・斎場運営について委員意見一覧
- ・今回の検討課題

第6回 斎場運営形態検討会議 議事録

○金箱課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第6回斎場運営形態検討会議を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部斎場霊園担当課長の金箱でございます。よろしく願いいたします。

本日、委員の皆様の中、松井委員におかれましては体調不良ということで欠席と報告を受けています。報告いたします。

冒頭、まず、大阪市で現在ノーネクタイ、ノー上着ということで省エネをやっておりますので、私ども、こういった軽装で会議に臨んでおります、その点、ご了承いただきたいと思います。

また、議事に入る前に、傍聴の皆様申し上げます。携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

それでは、まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日、2点お配りしております。第6回斎場運営形態検討会議資料というA4の横になっている資料、それから市立斎場の運営形態のあり方について（中間とりまとめ）という表題があるA4の縦型の資料、この2点をお配りしております。ご確認をお願いしたいと思います。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。議事進行につきましては、槇村座長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○槇村座長

おはようございます。お忙しいところ、大変ありがとうございます。

本日の議事は、3つございます。市立斎場における民間活用の範囲について、それから市立斎場の運営形態のあり方について（中間とりまとめ）、そして最終意見のとりまとめに向けてということでございます。

それでは、まず、議事の1点目につきまして、市立斎場における民間活用の範囲について、事務局より説明をお願いいたします。

○中野係長

それでは、事務局よりご説明させていただきます。環境局事業管理課担当係長の中野です。よろしくお願いします。

それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

前回の会議において、火葬業務については民間にゆだねたほうが良いといったご意見がある中で、斎場での業務全般についても民間にゆだねる方法も検討すべきではないかとのご意見がございました。こういった中で、斎場業務を業務委託した場合と指定管理者制度を導入した場合について、業務のゆだねられる範囲についてちょっとわかりにくいといったご意見がございましたので、それらを比較した表がこの資料になっております。

業務内容としましては、火葬に関する業務と管理運営上必要な業務と分けて記載させていただいております。業務内容につきましては、網かけしている部分については、直営であれば技能職員が行っている業務で、ご遺体の火葬業務、お骨上げ等の収骨業務などを技能職員が行っており、これら業務については民間委託でも実施している業務となっております。以外の業務については、現在、行政職員に係る使用許可業務とか使用料等の徴収業務や各種証明書発行や火葬業務などを行っております。このような業務につきましては、使用承認や証明行為のような公権力の行使が含まれ、また、使用料の徴収といった公金取り扱いの業務については、地方自治法によって私人への委託は制限されていることから、業務委託の対象にはならないものと考えております。

また、指定管理者制度とは、公の施設を法人その他団体を指定して、その管理を行わせることができるという制度であることから、公の施設の管理に関する権限を委任して行わせるものであり、料金徴収などといった業務も含めて、業務全般についてゆだねることができるということになります。いわゆる指定管理については、全般ができるということになります。

続きまして、次のページをごらんいただきたいと思います。

指定管理者制度の導入について、他都市での状況でございます。主な政令指定都市における指定管理者制度の導入に当たってのメリット、デメリットを調査したものでございます。

まず、仙台市におきましては、平成16年度から財団法人仙台市公園緑地協会が葛岡斎場の指定管理者として選定されており、今年度からも、5年間、3期目になるんですけども、引き続き、業務に精通していることも含め、安定的な管理運営が行われることが認められることから、非公募により選定されております。

仙台市さんにおいてのメリットとして、指定管理者は委託を受けて管理を行っていた財団であるため、業務に精通しているので、引き継ぐ必要がない。デメリットとしまして、公募にして違う業者が決まったとき、接遇、火葬技能の低下等がデメリットになると思われるといったことでございます。

次に、川崎市でございますけれども、川崎市につきましては、公募により選定されており、川

崎市保健衛生事業団が、かわさき南部斎苑、北部斎苑の指定管理者として平成16年度から導入し、現在2期目で、平成21年度から25年度まで、5年間選定されております。こういった事業団につきましては、民間事業者2社、火葬炉メーカーですけれども、それと共同して火葬業務を行っているところでございます。

メリットにつきましては、経費の削減とサービスの充実が挙げられております。効果額としては算出していないとのことでありますけれども、人件費が抑えられたなどといったことがあります。

次に、広島市につきましては、これも公募により選定されており、現在はひろしま斎苑管理グループが4斎場の指定管理者として、平成22年度から25年度までの4年間選定されております。この斎園管理グループにつきましては、民間事業者のジョイント団体でございます。

広島市さんのメリットとしまして、平成18年度から指定管理者制度を導入されておりますが、導入当初4年間、18年度から21年度につきましては、これまで管理委託をしていた財団法人広島市環境事業公社が指定管理者となっておりましたが、平成22年度から民間企業のジョイント団体が指定管理者となり、ご遺体の受入方法の変更、接遇面での向上が見られ、アンケートでも評価をいただいている。火葬技術に関しましても、高い能力を持ったスタッフが常駐することで、新規スタッフの人材育成や火葬技術の指導が行われているほか、日常のメンテナンスも十分に実施されることになり、火葬炉設備の修繕費の減少にもつながっている。ということで、4斎場の10年間の指定管理者の合計で、約9,000万の経費削減ができたといったことも言われております。

次に、福岡市さんにつきましてはですけれども、これらは非公募により選定されており、財団法人ふくおか環境財団が、福岡市葬祭場の指定管理者として、平成22年度から26年度まで、5年間選定されております。この財団は、福岡市と平成14年2月に葬祭場再生事業に関する協定書、財団が金融機関から資金調達を行い、葬祭場を建設し、その後、市に譲渡するとともに、市は財団に運営を委託するとの協定書で結ばれており、事業を推進した経緯があることなどから、平成17年10月より実施されております。

メリットとしましては、集中する時間帯に配置させるなどの職員の配置の効率化、友引の日を休場にしていたものを廃止して、稼働日数の増加。地域住民へのサービスの向上、管理運営等に対する創意・工夫等ができたということでございます。デメリットにつきましては、特殊な施設であり、指定管理者が変更になった場合、滞りなく継続運営が可能か懸念される。また、施設の維持管理計画等が確実に引き継がれるかが懸念されるとございます。

これらの経緯があることから、現在、非公募で行っておりますけども、引き続き非公募でこの団体にしていくかについては、福岡市さんについてはこれからの検討課題かなと言われております。

簡単ですけども、以上、指定管理者等にかかわる資料のご説明ということでございます。

○槇村座長

ありがとうございます。

今、事務局のほうからいろいろ資料に基づいてご説明いただきましたが、何かご質問とかご意見とかございましたらお願いいたします。

はい、長瀬委員さんどうぞ。

○長瀬委員

この指定管理者制度を採用した4都市で、この指定管理者になる前に業務委託をしていたとか、そういう都市はないですか。その場合は、業務委託と指定管理者の違いというところもその都市は把握されているかなと思うんですけども。

○槇村座長

そうですね。そこをちょっとお聞きしたいですね。

○中野係長

仙台市につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、管理委託から指定管理に変更されたということで、広島市は直営から指定管理、川崎市もそうですね。福岡市についても、直営から指定管理にそのまま導入されたと聞いております。

○槇村座長

どうぞ。

○長瀬委員

仙台市は、業務委託と指定管理者の違いについて何かおっしゃっている、メリット、デメリット、業務委託と指定管理者との……。

○向山委員

管理委託とおっしゃいましたね。

○長瀬委員

管理委託ですか。

○中野係長

仙台市につきましては、委託した監理団体がそのままやっているの、指定管理者に行っ

たからといって、やっている団体が同じなので、あまりメリットが見受けられなかったというのは、ご意見としてはございます。

○榎村座長

済みません、もう一度、仙台市は業務委託から指定管理？ 今、何か管理委託、何とおっしゃいましたでしょう。この1ページの表は、業務委託と指定管理者制度の業務の範囲の違いということが書いてありますが、仙台市の場合は、

はい。

○渡邊代理

業務委託というのは、いわゆる民間の企業に、先ほど一覧表でご説明いたしましたような、左側の業務委託というところで、いわゆる現業職の行っている仕事を委託するのが業務委託で、管理委託につきましては、外郭団体等にしか管理委託というのはできないということになっておりまして、仙台市においては外郭団体のほうに委託ということで、すべて指定管理者と同じような業務内容を委託されていたと。指定管理者制度というのが導入されたので、そちらに切りかわった。なおかつ非公募なので、コスト的にも何も変化はなかったということでございます。

○榎村座長

ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。非常に重要な比較かなと。

それぞれ事情が少し違いますけれども、ほかのところは、川崎、広島、福岡は直営から指定管理に移ったんですね。この辺はよろしいでしょうか。

脇田さん、どうぞ。

○脇田委員

川崎市と広島市に関しては、指定管理者制度になったことのデメリットというのが特にないと書かれているんですが、例えば何年前から指定管理者制度を入れていらっしゃるかによって、引き継ぎがあるんですね。仙台市と福岡市に関しては、やはり業者が変わった際に引き継ぎであったり日にち的なものでちょっとデメリットになるんじゃないかと思われるようなんですが、川崎市と広島市からは、そういうご意見であったり、経験を踏まえて、何か情報があれば教えていただけますでしょうか。

○中野係長

川崎市につきましては、そういった団体を指定しておりますので、引き継ぎについては、

直前にというか、二、三カ月前に業務をきちんとスムーズに移行できるように引き継いだと。広島市については、先ほどもありました環境事業公社ですか、外郭団体に委託していたので、直営から外郭団体に行くときも、そういった事前に引き継いでやっていたということでございますね。ちょっとその辺は事前に期間を置いて引き継がれているというのが各都市の状況かなと思います。

○榎村座長

ありがとうございます。

○渡邊代理

済みません、ちょっと補足ですけども、川崎市のほうは、指定管理者制度のデメリットということで、これは以前ちらっとお聞きした話ですけども、南部斎苑と北部斎苑の2つのうちで、たしか北部斎苑のほうだったと思うんですけども、かなり古い施設で、南部斎苑については新しく建てたときに指定管理をされたんですけども、北部斎苑については古い施設のままだけ指定管理をされて、やはり維持管理とかそういった経費面でかなり指定管理者との間にいろいろやりとりといいますか、問題が生じているというようなことはお聞きしております。

それから、広島市については、1期目、2期目で全く違う団体に指定管理者が変わったんですけども、その点、引き継ぎについてはスムーズにできたということはお聞きしております。

○榎村座長

よろしいでしょうか。

○脇田委員

ありがとうございます。

○榎村座長

済みません、川崎市は公募で、民間と火葬炉メーカーとの共同のところが決まったとおっしゃいましたか。広島市の民間企業のジョイント団体というのも、同じような火葬炉メーカーでしょうか。

○渡邊代理

広島市のほうは、斎場の指定管理を請け負う団体といいますか、そういう専門の法人が中心になってやっております。

○榎村座長

よろしいでしょうか。斎場の運営を請け負う、それは地域のとか地元のとかですか。公募される場合は、地域のそういう団体だけじゃなくて、全国から公募されることも多いですね。

ここなんかはどうなのでしょう。

○渡邊代理

広島市のほうは三重県の業者で、私ども、昨年、小林、佃の業務委託をやったときにも、一応、入札には参加をされている団体でございます。

○槇村座長

ほかに何かご質問とかご意見はございませんでしょうか。

長瀬委員さん、どうぞ。

○長瀬委員

指定管理者制度の導入実績で、前回の資料の中にあった分とあわせて見たときに、川崎市も2つの斎苑を1つの業者に委託するという形で、広島市も、基本的には、斎場が全部で5つあって、全部同じところに委託するという形をとられているんですけども、斎場ごとに指定管理をとったり、そういう違いを設けないと。だから、全部指定管理だったら指定管理として、それも、5斎場全部1つのところに任せてしまうという選択をしているのは何か理由があるのか、確認されているところがあれば教えていただけないでしょうか。

○槇村座長

何かございますか。

○渡邊代理

その確認はちょっとしておりませんが、広島市は、たしか1期目のときは五日市斎場だけが別の事業者であったと思います。紛らわしいですけども、広島市のほうの公益社という葬儀業者さんが五日市については、もともと地元の業者さんで、もともとそこが、五日市というのが広島市に合併されたんですけども、その合併される前からされていたところが指定管理者にそのまま移行したと聞いていますので、おそらく1期目は全部一緒ではなかったのかなと思います。

川崎市は2つ一遍に出されたかどうか、ちょっとお聞きしていないんですけども、2つとも同じ事業者になっていると。

私どもも、業務委託するときに、小林、佃で別々に出すのか一緒に出すのかというような、ちょっとあったんですけども、やっぱりスケールメリットということで一括で出したので、もし一括であればそういうことなのかなとは感じておりますけども。

○槇村座長

そうですね。佃は小さいですから、スケールの規模が大分違うと思いますね。

よろしいでしょうか。

じゃ、脇田さん。

○脇田委員

公募の場合、大体どれぐらいの業者さんが入札に参加されるというか、応募していращやるか、大体の数ってわかりますでしょうか。

○中野係長

広島市の場合でしたら、今回の公募にあつては、4グループというか、4社ですね。川崎市の場合については、公募といっても、資料を見る限りでは1つだけであったというような、これは事業団だけであったという資料になっています。

○槇村座長

ありがとうございます。

向山委員さん、よろしいですか。

○向山委員

はい、結構です。

○槇村座長

それでは、また何かございましたらご意見、ご質問をいただいたらいいかと思しますので、議案の2のほうに入らせていただいてよろしいでしょうか。

そしたら、市立斎場の運営形態のあり方について（中間とりまとめ）ということで、素案をつくっていただいておりますので、これは、これまで委員の皆様方から斎場運営形態についていろいろご意見をいただいたところですが、その検討経過とかご意見を踏まえまして、一応、最終意見の取りまとめに向けて事務局でとりあえずまとめたというものでございまして、今日はちょっとこれをご検討いただきたいなと思います。

じゃ、お手元の資料に基づきまして、事務局からまずご説明をお願いいたします。

○中野係長

それでは、お手元の市立斎場の運営形態のあり方について（中間とりまとめ）をごらんいただきたいと思います。

運営形態につきましては、本会議において各委員の皆様方から検討経過やいただいた意見を踏まえまして、事務局のほうで中間取りまとめということで整理させていただいております。いろいろなご意見をいただきながら最終意見取りまとめに向けて調整していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

まず、初めに、本市斎場運営については、明治40年に民間火葬場買収に始まり、その後、統廃合を経て、現在は瓜破・北・小林・鶴見・佃斎場の5カ所の市立斎場を有しており、元旦を除く年364日火葬業務を行っております。

斎場は、単に火葬を行う場ということではなく、ご遺族にとって最後のお別れの場であり、そのため、火葬業務の執行に当たっては、葬儀慣習や市民感情を意識した厳粛な対応が求められます。

また、効率的な事業運営を行うことを目的に、平成23年10月から、小林・佃斎場における火葬業務の民間委託を実施しています。

このようなことから、民間委託導入に合わせて斎場運営形態検討会議を設置し、本市の火葬事業の現状と課題を踏まえ、それぞれの幅広い観点から、直営と民間委託を比較評価・検証するとともに、市民にとって最も理想的な斎場運営のあり方について議論を重ね、最終的に意見を取りまとめてまいります。ついては、これまでの検討経過を踏まえ、中間取りまとめを行うものであります。

次のページでございます。

斎場運営形態のあり方。

1、現状についてでございますけれども、昭和43年4月5日付旧厚生省通知により、墓地、納骨堂または火葬場の経営主体については、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これによりがたい事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限られるとされてきたところであります。

斎場の施設は、市内5カ所、市内各所からおおむね4キロ程度の範囲に配置しております。

斎場運営は、行政職員による事務と技能職員による作業があり、連携して行っております。

行政職員は、火葬に関する業務として、受付業務、斎場使用許可業務、火葬に係る使用料等の徴収業務、火葬証明書などの各種証明書の発行業務や、管理運営上の必要な業務として、火葬許可証の受付内容を火葬簿に記録する業務、定期報告業務、庶務業務、式場貸出業務などが主な業務となっております。

技能職員につきましては、棺を霊柩車から火葬炉前まで移動などの受け入れ業務、ご遺体の火葬業務、焼骨を遺族の方がお骨上げして骨つぼまでおさめるまでの収骨業務、火葬炉などの日常保守点検業務、また、管理運営上必要な業務として、施設清掃業務や庁舎管理業務、身寄りのない方の遺体保管や遺骨保管などが主な業務となっております。

次に、平成23年10月から、効率的な事業運営を行い、斎場運営経費の削減を図るため、斎場

の規模などを考慮し、小林・佃斎場を民間委託しております。

斎場利用者及び葬祭業者を対象に、直営斎場と民間委託を実施した斎場における事業執行状況や利用者へのサービスの提供状況について、斎場利用者アンケート調査を平成24年1月から2月にかけて実施したところ、利用に当たってはどちらもおおむね満足との評価であり、官民とも大きな差は見られなかった。

次に、課題・対応策として、これまで委員の皆様からご意見をいただいたものを整理したものでございます。

まず、当面の課題として、業務委託の期限が今年度末までであることから、次回の契約までに整理、検討する必要がある課題などを整理したものでございます。

民間活用に当たりまして、火葬業務は市民感情を意識した厳粛な対応が求められることから、経済面に加えて、いかに利用者に質のよいサービスを提供できるかを考えることが重要である。したがって、大阪市が業者を選定するに当たっては、どのような選定基準、例えば、斎場業務は人に頼るところが大きいと、最低制限価格を設定し、従事者の技能やサービス水準を一定求めることなどを設定すべきかを検討する必要がある。

また、現在はスケールメリットを考慮して小林斎場と佃斎場を一括発注しておりますが、より業務の効率化を図るため、大規模斎場を含めた業務委託の範囲の拡大や、競争性を確保するといった観点から、斎場ごとに発注するなどを検討する必要がある。

業務委託を行っている都市において、東日本大震災発生時に、大規模災害発生時の対応を契約書に盛り込んでいなかったため、支援体制がとれないなどといった事例があったので、大規模災害発生時の対応について検討する必要がある。

受託者のサービス水準を維持向上させるため、教育・研修体制や業務マニュアルを提出させるとともに、より円滑に業務を執行させるため、大阪市によるチェック体制を一層充実することが必要である。

5 斎場の施設によって新しさ、広さなどが異なっていることや、時間帯によって利用率に差があることから、均一の利用料金ではなく、斎場や時間帯によって利用料金を変更するなど、料金体系について検討する必要がある。

次に、長期的な課題としまして、指定管理者制度の導入など、斎場運営のあり方について、将来的に火葬需要の増加が予想されておるので、その対応について課題を整理したものでございます。

長期的な課題としまして、指定管理者制度を導入している都市においては、斎場の新築もし

くは建てかえ時に導入する事例が多く、大阪市に導入しようとするれば、他都市における比較検証や導入効果を確認する必要がある。

指定管理者制度の導入に当たっては、斎場特有の市民サービスがあることから、サービスの維持向上を図るためには、価格面とともに、市民サービスの質についても重視するような独自の採点などについても検討する必要がある。

今後、火葬需要の増加が予想される中、現在、斎場を改修することは困難なことから、収骨室を設けることなどやロストル方式を採用することなどによる火葬炉の回転率を上げる方策の検討が必要である。また収骨室を設置することにより、ご遺族のプライバシーに配慮することも可能になる。

斎場利用者の各種手続は、利用者の利便性を考慮し、区役所などで行えるような検討が必要である。

これら取り組みに当たって、大阪市の厳しい財政状況を踏まえて、大規模投資ができないことから、より効率的な手法を検討する必要がある。

次に、方針についてでございますけれども、墓地、埋葬等に関する法律第1条では、「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする」とされており、斎場は公共性が高く、かつ非営利性も高いものであり、昭和43年の旧厚生省通知においても、墓地、納骨堂または火葬場の経営主体については、原則として市町村等の地方公共団体でなければならないと記載されている。また、地方公共団体以外で行う場合は、宗教法人または公益法人に限られている。

一方、民でできることは民にという観点から、運営コスト削減のため、現在、2 斎場の火葬業務を民間委託しているところである。しかしながら、現在の業者選定方法では、必ずしも利用者へのサービス水準向上が図られていないところがある。

したがって、これからの斎場のあり方については、市民の葬送に対する意識が多様化する中で、市民ニーズに対応できるような施設のあり方を検討するとともに、運営コストの削減を図りつつ、利用者のサービス水準の向上を図るため、業務委託の拡大や指定管理者制度を導入する方向でまとめることとする。

最後に、直営が有している火葬技術等のノウハウの継承が重要であり、民間に委託する場合に当たっては、どのように火葬技術等を引き継がせるかがポイントになる。また、その火葬技術等についての高度な知見については、行政内部においてもそのノウハウを継承することが必

要であると、中間とりまとめとして事務局のほうで整理させていただいております。

中間取りまとめの説明については以上でございます。よろしくお願いします。

○槇村座長

ありがとうございます。

今までの議論に基づいて、事務局のほうで中間まとめという形で、素案のような感じで、とりあえず、何もなければ進みませんので、まとめていただきました。

これについて、本日は、ご意見とか、ご修正とか、ご要望とかありましたら、いろいろ聞いてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○中野係長

済みません、説明がちょっと漏れていたんですけど、最後に、参考資料として、別とじでとじてしまったんですけども、今までご説明させていただきました配置であるとか大阪市斎場の概要と火葬件数、それと時間帯による火葬件数の実績、それと主な政令指定都市での斎場運営の状況でありますとか府下の主要都市の運営状況、それと東京都23区内の火葬場の運営状況をつけさせていただいております。

○槇村座長

この参考資料がありますと、随分と分かりやすいかと思いますね。

幾つか柱立てを書いていますので、1つずつやってまいりましょうかね。

「はじめに」というのは、もし何かあればおっしゃっていただいたらいいんですけども、2ページ目の「現状について」から参りましょうか。どこからでもいいんですけど、一応1つずつやっていったほうがいいかなと。後で思い出したら、また戻っていただいても結構でございますので、とりあえず1の現状についてというところでご意見をいただきたいと思います。

○槇村座長

はい。

○向山委員

このページの下から2つ目の点のところですけども、平成23年10月から。これはより正確に表現すると、小林・佃斎場の技能職員による作業を民間委託しているということですね、当然ですけども。

○槇村座長

そうですね、きっちりと書いておいたほうがいいかもしれませんね。

はい、どうぞ。

○脇田委員

2 ページの一番下のところ、斎場利用者及び葬祭業者を対象としたアンケートについてなんですが、おおむね満足との評価で、官民ともに大きな差は見られなかったというのはもちろん事実ですが、あわせて、アンケートの中でやはり改善のご意見ですとか、要望のご意見も多々あったという部分については、補足しておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

○槇村座長

これは、両方についてということですかね。民間委託したところに対してと……。これは、直営斎場と両方やったんですよね。

○脇田委員

はい。

○槇村座長

だから、直営斎場についてと民間委託について、両方についての改善と要望みたいなものですか。官民とも大きな差は見られなかったという、何かその辺をもうちょっと具体的に書くのか、そうか、改善と要望点について、簡単にでもいいから記述するとか。

脇田さん、どうぞ。

○脇田委員

そこまで細かく書く必要もないかとは思いますが、アンケートをとらせていただいて、その結果として、単なる比較だけではなくて、今後の斎場のあり方について、市民の方からも、どちらであってもやはりいろんな要望が出ていたことは事実ですので、その旨の記載だけは、やっぱりしていただけるといいかなと思います。

○槇村座長

そうですね。今後の質のよいサービスということを何カ所か言っておられるので、じゃ、質のよいサービスというのはどういうところに市民が関心を持っていたかという、その辺は少し記述してもいいということですね、改善と要望ということですね。

○脇田委員

はい。

○槇村座長

これも民間委託したのは2カ所ですからね。あとは圧倒的に直営なのでね。委託したところの場所にもよるかもしれませんがね。とりあえずその記述を入れるということですね、お二人からご意見が出た。

とりあえずさっとやってしましましょうかね。また戻ってもいいかと思います。

そしたら、2のところに参りまして、課題と対応策についてということで、当面の課題と裏の4ページのほうに長期的な課題というのがございますけれども、こちら辺はいかがでしょうか。

長瀬委員さん、どうぞ。

○長瀬委員

3ページ目と4ページ目を見比べたときに、4ページ目の2つ目のチョボの「指定管理者制度の導入にあたっては、斎場特有の市民サービスがあることから、サービスの維持向上を図るためには、価格面とともに、市民サービスの質についても重視するような独自の採点などについても検討する必要がある」というところと、当面の課題の1つ目のチョボのところの内容がすごく似通っているような感じがして。長期的な課題の2つ目のチョボのほうが、何かよりわかりやすい、すっきりした感じがなとは感じました。

○槇村座長

その点、いかがでしょうか。当面の課題のところは、「最低限価格を設定し」とか、かなりはっきりと書いてあったりして、4ページ目のほうは「独自の採点」と書いてある。ちょっと今のご質問に対して何かございますか。

○渡邊代理

当面の課題のほうは業務委託のことを記述しておりまして、これは契約の決まりといえますか、中で、あまり、サービスの向上策であるとか質のよいサービスというような、入札をする上での規制が、最低制限価格を設けるであるとか、火葬業務についての経験があるとか、そういったことぐらいしか制限ができないというのがありまして、逆に、指定管理者制度については、価格面だけではなくて、総合的に判断するというので、きょうはガイドラインのほうを資料でおつけするのができなかったんですけど、大阪市のほうでもガイドラインがありまして、価格面だけではなくて、サービスの提供とか独自性とか、いろいろそういったノウハウについて総合的に判断するというのが指定管理者制度になっておりますので、もっと幅広く、いろいろ条件を設定して業者を選んで指定していくということが可能なので、逆に、ちょっと、指定管理者制度のほうは、具体的ではなくて、これから考えていきたいというような内容にさせていただきます。

○槇村座長

先ほどの他市の比較では、指定管理ですから、最低制限価格とかこういうのは関係なかつ

たんですね、今までのお話では。

ほか、いかがでしょうか。

これを読んでちょっとわからないなと思ったのは、今、当面の課題というのが業務委託みたいなものを想定されていると、2番目の長期的な課題のところに指定管理も想定されているという感じですね、今の話でしたらね。何かそう言ってもいいのかなと。まず、4ページのタイトルが長期的、普通、長期的という、10年とかかなり長いスパンで考えるので、中期的というか、中長期的というか、長期的というのは、もうちょっと、例えば人口動態と関連して、施設の整備みたいなものも入ったり、もちろん設備の更新も入ったりすると思うんですね。その辺で、長期的という言葉でいいのかなと。当面、何かすぐこの一、二年やるということと、もう少し、この内容だったら、長期というか、中期ぐらいかなと思ったりするので、もしよければ長期的なところをもう少し別に書いてもいいのかなという気がしたんですけどね。この内容で言えば、あまり長期ではないような気はするんですけどね。かなりやらないといけないようなことですよ、この課題のところが。ちょっとその辺わからなかったの、いかがでしょうか。

はい。

○脇田委員

私のとらえ方としては、当面の課題のところに、当然、指定管理者制度の導入という部分も視野に入れて書くべきなのかなと思ったんですね。というのは、今回の委託しているところの次の契約更新のタイミングまでに、ほんとうに業務委託のままでいいのか、指定管理者制度をその段階で導入するのかということが必要になってくると思うので、そうすると、当然、当面の課題ではないかなと。だから、この段階で業務委託なのか指定管理者制度を導入するのかというところは、直近の問題なのかなとは思ったんですが。

○槇村座長

その辺どうですか。今の民間委託されているのは、今年度まで、2カ所について。来年度からどうしようかということで、早急にいろいろ考えないといけないということなんですよ。今のご意見、どうですか。当面の課題と中期、長期というのは。

じゃ、長瀬委員さんどうぞ。

○長瀬委員

期間の問題ではなくて、テーマをある程度限定してもいいのかなという感じがするんですね。だから、委託の方法についての検討課題と、施設面での検討課題とかサービスのあり方に

についての検討課題という、そういう何かテーマ、テーマにして、その中で書いていくとすると切り分けもきれいにいくのかなという感じがしますけどね。

○槇村座長

なるほど。一応ここは必要なことが書いてあるけど、羅列というよりは、そう分けたら、はっきりと課題と化しますよね。そういう整理の仕方もあるということですね。

ちょっと私お聞きしたいんですけど、例えば指定管理の制度を導入した場合、今の設備とか、この間の休憩時間にちょっと湯茶を飲むようなスペースとか、いろいろありましたよね。結構、改善点の要望が多かったと思うんですけど、そういうのは、指定管理を受けた者なのか、市のほうでそういうのはもっときれいにとか、お茶飲むところ、待合室とか、ああいうのは市のほうが設備をきれいにされるのですか。例えばあそこの葬儀場なんかは、もう少し利用しやすいように少し手を入れていますよね。あれは市のほうがされたんですか、指定管理者の方が少し手を入れられたんですか。お金とかだれがするのかとか、費用負担はだれがするのかとか、その辺はどうなんでしょうか、教えていただければ。

○渡邊代理

基本的には、リスク分担については、施設の根幹的な部分については大阪市がするとか、それ以外の軽微なものについては指定管理者がするというようなことになっているんですけど、そこはお互いで協議をして、どの程度まで大阪市が見て、ここから先は指定管理者でということになりますので、指定管理者制度を導入したときに、指定管理の代行を請け負う者との協議ということになりますので。

○槇村座長

ああ、そうですか。サービスということ言えば、もちろんソフト面のサービスもありますけど、やっぱり設備とか施設とか、汚いところでお茶飲んでもゆっくりできないとかあったりして、サービスを幾らよくしても、ハードな部分の再整理みたいなのが要るかもしれないので、はい、わかりました。ありがとうございます。

皆さんでご議論いただいたことは、みんな漏れなく入っているでしょうか。

はい、脇田委員さんどうぞ。

○脇田委員

今の回答でちょっと質問なんですけど、指定管理者制度になった業者と、要は軽微なものについてはどこまでをお互いが分担するのかという協議をするということだったんですが、それをどこまでするのかというのが先に決まっていないと、予算、見積もりといえますか、出すと

きに、いざその段階で金額って当然要りますよね、業者は。それは、決まってから決めることなんですか。業者が決まってから微調整をするのか、やはり最初からこういう軽微なものに関しては指定管理者の企業にお任せしますと、その分を含みの金額なんですということなのか、どちらなのでしょう。

○渡邊代理

募集の要綱の中で、一応こういう設備がありますよと、今までこういう経費かかっていますということは公表して、それで立てていただいているので、今言いましたのは、実際に運営していく上でどっちになるのかなというのがちょっと判断つきかねるような内容があれば、お互いにやるとか、事業計画書を出していただく中で、先ほどお話ありましたので、例えばお茶を飲めるようなスペースを指定管理者のほうで提案されると。それについては、施設改善、経費については指定管理者さんのほうで見てくださいねというような話になっていくのかなと思います。ある程度、想定をつくものについては、募集要項の中で規定させていただいております。

○脇田委員

はい、わかりました。

○槇村座長

ほかにいかがでしょうか。

4 ページに、火葬需要の増加が予想される中、現在、斎場を改装することは困難なことから云々とあって、収骨室とかロスト方式は別としても、火葬炉の回転率を上げる方策の検討が必要であるということで、これは長期的な課題でよろしいですかね。先ほど、3 ページの、均一料金ではなく、斎場や時間帯によって料金設定するなど、これは主に料金設定だけの話なんですけれども、料金設定を変更することによって回転率を上げるということも可能ですよね。何かその辺いかがなんでしょうか。先ほどの長瀬委員さんのご意見で、委託と施設とサービスというのがあって、利用者のサービスもあるんですけれども、すごく効率的な運営というか、そういうことがないと、火葬の需要増にもし新設しなかったら追いついていきませんよね、長期的に見れば。大体、炉って10年ぐらいでだめになりますでしょう。それは、多分、改修もされていくんでしょうけれども、お金と回転率を上げるということもセットで考えてもいいかなとか、やはり時間帯によってすごいあいているところ、ありますよね。そこは、いろいろほかのところだと工夫してやっておられるかもしれないですね。今の電気の使用料というお話で、少ない時間帯と多い時間帯で料金の差を設けることによって効率的に使っていくとか、そ

れもちょっと考えられるかなと思ったりするんですけど。

それと、先ほど、どこかの職員配置によって、福岡市ですか、さっきの検討会議資料の一番最後のページの福岡市で、職員配置の効率化ということを書いてあって、この職員配置の効率化とも絡みますよね。やっぱり集中するときに人員をたくさん配置して、そうでないところで少し減らす、全体的に炉の回転率を上げていくというのは、値段も関係するし、人員配置も関係するし、設備も関係するんですけども、その辺の検討も要るんじゃないかなと思いますけどね、関係づけて。

私ばかりお話しして済みません。この新築建てかえというのは難しいかと思うんですけど、大規模投資も厳しい財政上の中でできないと書いてあるんですけども、長期的にはそういうことは考えられないですか、それこそ長期的には。この間、数値で、何年ぐらいがピークだとお聞きしましたかね。

○脇田委員

平成51年。

○槇村座長

平成51年ですか。

○渡邊代理

小林、佃斎場についてはかなり老朽化しているんですけども、ちょっとここ数年では建てかえというのは難しいので、長期的に考えれば、この老朽化している斎場については建てかえが必要と考えているんですけども、例えば小林斎場を建てかえるときに収骨室なりロストルなりを入れることによって回転率が上がれば、佃斎場は要らないのかなとか、やっぱり佃斎場は要りますよとか、そういう検討もこれからはしていく必要があるのかなとは思っています。ですから、長期的にはそういうことも出てくるとは考えております。

それと、今、私ども、当面の課題と長期的な課題ということでしておりますけど、先ほど長瀬委員のほうからございましたように、例えばサービス面とか運営管理といいますか、形態をどうするかというような切り分けにするのであれば、どれをどこに入れるとか、ここにこういうものを入れるというのは変わってくるかと思いますので、そこら辺もちょっとご議論いただければと思っております。

○金箱課長

今、課長代理が申しましたように、今回、中間取りまとめをつくるに当たって、各委員の意見をピックアップして、それをこっちとしては当面と長期に分けるのかなということでもと

めただけで、当面の課題と長期的な課題ということで、議論していただきたいということでこれをつくったわけではないです。そこへ、先ほど長瀬委員がおっしゃったような切り口のほうが、両方入って、しかもいろいろなこと、指定管理のことも入れると。私どもとしまして、指定管理については、今までもご説明、事務局のほうでなかなか十分しておりませんので、各委員の方々のご意見につきましても今まではなかなかなかったということで、今回、ここでこの2点ぐらいしかないのかなということで挙げているだけでありまして、指定管理のことについてもっと議論するために先ほどの切り口でやっていただけたら非常にありがたいので、そういう点で、あくまでもたたき台ということで、これを変えるというのも、ご意見ちょうだいしたいと思います。

○槇村座長

そうですね。最後のまとめ方は次の段階として、きょうは方針について議論して、あともう少し、きょういただけないとすれば、何かもうちょっと意見を入れ込んだほうが、自分がこんなことを言ったんだけどないとかそんなことは、もうちょっと聞きますか。

○向山委員

例えば、前回、資料で出ている表ありますよね、各委員の意見の。それから、実際に会議のときに口頭で出た意見もあると思うんです、議事録に反映していただいていると思うんですけども。その中で漏れ落ちていたら困るというのは、やっぱり挙げておかないといけないのと違いますかね。

○槇村座長

そうですね。そしたら、今回は中間取りまとめの皆さんからいただいた意見をまとめていただいておりますので、漏れ落ちている部分もあるかと思いますので、それは後でまたこんなところが抜けているよというご意見をちょうだいするとして、きょうは5ページのこういう検討を受けて、今後どう考えるかという方針のところも大事かと思いますので、そのところを少し。とりあえず5ページのところに行きましょうか。時間がありましたら、もうちょっとどうしたらいいかというところに戻りたいと思います。

○向山委員

5ページのところで、下から7行目のあたりから、業務委託の拡大とか指定管理者制度を導入する方向でまとめることとするという方向性を書いているんですけど、ほんとうにこれでいいのかというところをやっぱよく議論しないといけないんだと思います。運営形態の検討というのがイコール委託形態の検討ではないはずなので、もう少し業務委託とか

指定管理者の導入に限られない広い議論をしないといけないはずなので、あまりちょっと中間取りまとめの時点でこう限定してしまうのはどうかなという考えです。

○槇村座長

そうですね。私も、さっきの3ページ、4ページを読むと、どっちかという指定管理の長期的な課題のところに入っているの、何か5ページと少し違和感があったりしますね。だから、もちろん運営形態の違いによってすごくいいところはいっぱい出てくると思いますけども、一方、今の形態の中でも改善したりしなければならないことも多々あったように思いますので、それを委託すればみんな課題とかが解決するのかというようなことでもないと思うので、そこはそれなりに考えていく必要もあるかなとは思っていますね。

それで、私、ちょっとクエスチョン、「しかしながら」と中段ぐらいにありますね、「しかしながら、現在の業者選定方法では、必ずしも利用者へのサービス水準向上が図れていないところがある」と。現在の業者選定方法というのは、今の2つの斎場の民間委託のことを言うわけですか。

○金箱課長

はい、そうです、小林と佃。今回につきましては、入札ですので、費用面だけでやっていますので、今までの委員の意見の中にも、当然、ベテランの方ばかりではなく、経験の少ないそういう職員もいらっしゃるんじゃないかということで、研修とか教育といったところは、どういうふうに質を確保するかによってやっぱり委託していかないといけない、委託するとすればですね、そういうことも意見としてあったので、ここのところにこういう2行で書かせていただいているんですけども。

○槇村座長

ただ、現在の業者選定方法というのは、入札とかいうのは一言も今まで出てこないの、ぱっとこれだけ読むと、現在の業者選定方法というのがよくわからないんじゃないかなと思うんですが。

それから、前段の文章ですけど、墓埋法に基づくいろいろ制限とか方向性とかありますよね。知らない人がこれだけ読むと、全部、地方公共団体あるいは宗教法人、公益法人でやっているように思いますけども、現実的にはそうでない部分もありますよね。これをやってしまったら、これは自治体じゃないといけないように見えるので、しかしながら、現実においては、社会経済とかいろんな状況変化の中で変化してきているとか、何かちょっと一言あったほうが、限られているのに、コスト削減のためにいいのかみたいに、ちょっとつながりが悪いみたいに思う

んですけどね。限られているが……。実際には市の火葬場だけでも、運営においては委託ということだから、ちょっとここを普通読むとわかりにくいのではないかなと思うんですけどね。

○渡邊代理

前段は経営主体の部分、下は運営という。

○槇村座長

そうそう。だから、ぱっと読むと、普通の方はわかりにくいんじゃないかなと思うんですけどね。間に何かあったほうがいいんじゃないですかね。

○向山委員

まるで知識がなくて読むと、「え？ いいの？」って。

○槇村座長

そうそう。「突然いいの？」みたいな。

○向山委員

感じにはなりますね、確かに。

○槇村座長

だから、さっきも、これ、方針なので、「業務委託の拡大や指定管理者制度を導入する方向でまとめることとする」という前に、「これからの斎場のあり方については、市民の葬送に対する意識が多様化する中で、市民ニーズに対応できるような施設のあり方を検討するとともに、運営コストの削減を行いつつ利用者のサービス水準の向上を図るため」、この業務委託の拡大とか指定管理の制度の導入は、どこまでかかるんですかね。一般的には、運営コストの削減を行う利用者のサービス水準の向上を図るため。そしたら、直営だったら利用者のサービス水準の向上とか図れないのか。今、いっぱい改善してほしいということも出ていますよね。それでは、運営形態を変えるだけで……。じゃ、今の直営だったら、そのままでサービス水準の向上とか利用者のニーズに沿ったようなことはできないのかということも言えますよね。直営でも、ほんとうはもっと本来やるべきことがあるんじゃないかと。ちょっと変えることもあるんじゃないかと。そんなのほっておいて、じゃ、業務委託とか指定管理を導入すればそれができるのかとも読み取れるので、だから、ここの業務委託の拡大や指定管理者制度を導入する方向もあるんですけど、この前に、先ほど出ていたような改善点とか要望も踏まえて、その運営形態に関係なく、こういう必要とか改善点もあるんじゃないかみたいなのは入れる必要ないですかね。はなから運営形態を外部化するんだという前提になっているのでいいのかもしれないんですけど、そこはあり方についてだから、直営でもいろいろできるんだけれども、さらに運営

形態を変化することによって、もっと柔軟にできるというのか、ちょっと、私、よくわからないんですよ、この書き方が。

はい、どうぞ。

○脇田委員

ちょっとまだ頭が整理できていませんけれども、確かに直営のままでもっと改善できることもあると思いますし、いい方法はあると思うんですが、現実、経費のことを考えると、市民ニーズにもこたえられる柔軟性と、なおかつコストが削減できる両方を兼ね備えるとなると、形態は別にしても、やはり、外部への委託というのは、1つ当然あると思うんですね。直営にもしそれを残すのであれば、どこで経費を削減できるのかというと、当然、必要なコストは決まっているので、頭数は要ります。じゃ、お給料を下げるだけでそれが賄えるのかというと、そこもやっぱり難しいと思います、限界があると思います。あとは、もっと市民ニーズにこたえられるような柔軟な対応、例えば時間のことであるとかそういうものを考えたときに、今の大阪市の職員の方の状況ではなかなか切り開けないのかなというのが正直なところですね。そこもあわせていろいろ変えていけるのであれば、当然、直営でコストを下げ、もっと質のいいサービスを追求していくということもありだろうなとは思っています。

○槇村座長

この書き方なんですけどね。

はい、長瀬委員さんどうぞ。

○長瀬委員

これは個人的な意見というか、この直営と業務委託と指定管理というのを、今、5 斎場あるので、それぞれにちょっと並行して様子を見て、相互に議論して最終的な結論を出すという。今ここで、運営形態検討会ですべての答えを出すんじゃなくて、まずそういう方向を探ってみて、3年後とか5年後とか、そういうときにきちんとした結論を出すということも選択としてはあると思うんですね。今まで出てきている話の中では、委託ということについては問題ないとか、委託という方法がいいんじゃないかというような大きな流れで来ているので、そういう意味で、指定管理者制度が最もそぐうんじゃないかということで、ある程度こういう方向でまとめてもらっていると思うんですね。その方向自身はおおむねいいと思うんですけども、指定管理者制度に限って、その方向でまとめるということについては、もうちょっときちんと考えて答えを出したほうがいいんじゃないかと。その辺のところをもう少しオブラートに包んだ形の中間報告というか、指定管理者制度を導入することも含めて今後検討していくというぐらい

のまとめ方であればいいのかなという感じはします。

○槇村座長

先ほどおっしゃった意味とそれと、どうですか。

○向山委員

私もそう思うんです。この文章の書き方としては、墓埋法とか旧厚生省通知の建前がいきなり冒頭に来るので、何かわかりにくくなっているんだと思うんですよ。方針について、サービスを維持しつつ経済的にもコストカットしていかないといけないんだという大きな目標がまずあって、そこから、ただ経営主体としては限られていますよということが次に来ると思うんですよね、建て前というのがある。ただ、現実には、運営については、業務委託だとか、指定管理だとか、PFIの導入だとか、それから旧管理委託の制度のときも管理委託があったりとか、いっぱいそういう運営は民間に委託されている例がたくさんあると、日本中にいっぱいありますと。大阪市でも2斎場については民間委託していますという流れが本来だと思うんですね。ちょっと飛んでいるところがあるので、文章としてはわかりにくいのかなと思います。なかなか文章のここを直すべきというのを口で言うのは難しいですけど。

○槇村座長

だから、今おっしゃったように、理由がずっと流れるような形でやって、やっぱりそういう委託あるいは管理者制度の導入の方向を含めて考える必要があるとか、何かそれを結論に持って。何か最後にいろいろまた具体的な技術継承とか書いてあるんですけど。

○向山委員

それもサービスを落とさないということの中身ですよ。

○槇村座長

そうそう。これ、別に最後でなくても、細部のスキルの部分ですよ。

私は、来年のこともありますが、もうちょっと中長期的に考えて、今これだけ出すと、何かコストカットのためだけに業務拡大として管理者導入するように聞こえるんですよ。私たちが検討してきたことは、火葬業務というのは市民にとって絶対必要なことなんだと。別に葬式しなくても、火葬は絶対必要なわけですよ。しかも、人口増加によってそれはますます需要が増えてくると。そういうのと、市民のいろいろライフスタイルなり考え方なりニーズも多様化する中で、じゃ、それにどう対応していくのか。そういう意味では、サービスみたいなものがやはりさらなる向上が必要だし、大阪市の財政状況、全体的な社会状況から言ってもコストカットも必要であろうということがあってこれがあると、すんなり流れるんですよ。それが

ないと、今までせっかく大きな流れも検討してきましたので、それがあからこそ回転率を上げるとか利用者ニーズに対応するようなサービスが必要だとか、そういうのが出てくるので、その前段のところをもうちょっと書いたほうがすんなりいくんじゃないかなと。なぜ、今この検討が必要なのかということですよね。そうじゃないと、コストカットのところだけが何か見えてしまうというか、ほんとうはそれももちろん重要な大きな要素です、もう1つは、やっぱり市民ニーズというところとか、もっと大きな社会的な背景があるのでね。ほかだったら必要は別にないんですけどね、火葬は絶対必要なものなので、そこのところをきっちり押さえて書いて流れやすいんじゃないかなと思いますけどもね。それを「はじめに」に書いてもよろしいですけども。

○金箱課長

そしたらよろしいですか。ちょっと確認だけ。ここの方針についてということ、ちょっとこのままでは中間取りまとめとして疑問というか、ちょっとという確認のご意見だったと思いますので、この点についてもう一度手直しをするというような意見をいただいているのかなと思います。

今、座長からおっしゃられたように、まず、火葬の部分のことを含めて、ここの会議で議論をこういう形でしていくと。その上で、当然、質的なサービスの向上を図らないといけない。それから、経済性を十分考えて、運営コストの削減も取り組まないといけないと。ただし、ここで私どもが言っているように、法律上から経営主体は地方自治体というのが原則ですと。ただ、現実としては、いろいろ、運営形態、指定管理者制度導入など、そういうのが各自治体で広がっている、これは現実問題。そういうものは、当然ここで書いてあるような運営コストの削減とか利用者サービスについてやっていくということなので、そういう現状からあわせて、大阪市のあり方についても、業務委託がいいのか、指定管理者制度を導入することを、方向性というか、中身を含めて、最終意見に向けてまとめてまいりたいというようなことが大筋で最後にということで、今回、中間取りまとめのまとめのような形で書いていただきたいという意見で今ちょっとお聞きしたんですけども、いかがでしょうか。

○槇村座長

どうですか。

○長瀬委員

それで結構です。

○向山委員

おっしゃったとおりだと思います。

○槇村座長

そうですね。方針についてのところをさっと多分見るでしょうね、一番先に。

何かほかにございませんか。

方針について。これは中間取りまとめですけれども、最終的な答申というか、報告書みたいなものは、どんな感じでいくんですかね。もうちょっと細かく入れたり、どのような感じになるんでしょうか。

○金箱課長

事務局として勝手に今思っておるのは、当然、このスタイル、まず現状がありまして、現状は、先ほど先生方がおっしゃったように、資料などをつけた上で、課題があると。課題について書いた後に、最後、市立斎場のあり方についてということでこういう文章を書いていただいて、それをいただくと。だから、「はじめに」というところで大阪市立斎場の運営形態のあり方についていろいろ議論を重ねた結果、こういうあり方が望ましいということで提言しますというようなことをうたっていたいて、最後、市立斎場のあり方についてということでまとめていただいたらどうかなというのがイメージとしてあるんですけども、これを強制するというイメージじゃないんですけども、そんなことが1つあるかなと思っていますけども。

事務局として、お願いばかりで申しわけないですけども、ここで議論いただくのは、先ほど長瀬委員も座長もおっしゃったように、課題などのくくりの部分を例えば1つくくって、たたき台みたいなものをお出しして議論いただく、その項目的なものとかスタイルをどういった形にしていくか。それで、最後の市立斎場の方向性についても、今回は中間取りまとめですけども、それを踏まえて、最終的にはこういう項目を入れていきたいなのを、きょうのところ、骨子をご議論いただいて、方向性をいただければ、このままではなりませんので、早急に今のところをまたもう一度まとめて、次の会議までお送りしてというような形をとらないといけないのかなと思っていますので、もしそこのところをご議論いただければありがたいんですけども。

○槇村座長

はい、どうぞ。

○長瀬委員

整理の仕方として、基本的にはそういう方向でいいと思うんですけども、最終、運営形態をどの形態がいいのかという結論づけをするときに、各項目について、こういう観点のことを

こうしていくべきだという意見がいろいろ出たと。それをするときに、直営だったらできるのか、ふさわしいのか、ちょっと無理があるのかという、○×△みたいな感じの評価、こう一覧表にしていくと。いろんな項目についての観点について、運営形態ごとに○×△という表をつくった上で、こういう形態のときに比較的○が多いと、だからこっちのほうがいいんじゃないかとか、そんな感じのまとめ方って、抽象的な文章だけがずっと並んで、最終的に答えが抽象的な状態で出てくると、なぜというところがよくわからなかったりするので、感覚的な評価になるかもしれないけども、○×△というのを中に入れていくという形にするとわかりやすいのかなと思います。

○向山委員

比較したということがわかりやすくなるわけですね。

○槇村座長

そうですね。4ページから5ページにかなりギャップがあるんですよね。課題がわかっているけれども、それをどの運営形態にすればかなりこれが解決に向かっていくのかというね。このそれぞれの項目について検討してきたけれども、業務委託の拡大や指定管理者制度の導入がいいのではないかという結論に至るまでの、そのところが、やっぱり4ページと5ページの間にちょっと飛んでいるかな。そうじゃないと、何か5ページのところがちょっとひっつけたような感じに見えてしまうのは、流れの中がね。

○向山委員

結論ありきかのように思われると、ちょっと困りますね。

○槇村座長

そうですね。私たちも随分とやっぱり長期的な人口動態からしていろんなことを検討してきたわけで、だから、そこがないと、初めからここに答えがあるような感じで出てきてしまうので、課題はこれでよくわかっていますと、その課題を解決するためにこう比較検討したら、やっぱり業務の拡大とか指定管理者制度導入の方向がいいのではないかという、そんな感じになるんじゃないですかね。課題から突然に評価がなく方針に行ってるのでね。

なかなか奥が深いから、中間取りまとめだから、まあまあエッセンスみたいなものですけど、なるだけ納得してもらえるようなものであったほうがいいと思いますので。

どうぞ。

○長瀬委員

次の予定と中間取りまとめをまとめる時期というか、それとの兼ね合いで、どこまででき

るかというのものもあるかなと思うんですね。

○槇村座長

そうですね。そしたら、最終意見の取りまとめに向けてという3つ目の議題がございますので、それと並行して、今のスケジュールでどこまでできるのか。つけ加えたり修正とか、この柱立てなんかで整理するとか、時間も要るかと思えますけれど。

○向山委員

この会議としては、きょうを含めないと、あと2回ということになるんですか。

○槇村座長

じゃ、そちら、事務局のほうで、後どういう形で行くのか、少しお願いします。

○金箱課長

後のスケジュールですけれども、9月に、最終意見ということで、意見書というか、提言書をいただくということになりますので、きょうの中で、中間取りまとめが、まだ、こういう形、しっかりとしていませんから、あと、7月末、8月の頭、それから1回、それから8月の終わりか9月の初めぐらいに1回、この2回は会議をもちまして、こちらの希望としては、9月の会議で意見書を形にできればと思っていますが、今の状況ですと、そのところで、次の会議までにきょういただいた部分でもう一度たたき台をつくって、それを各委員にお渡しして、見ていただいて、次の会議の場でこういう肉づけをしていただいて最後という形になるので、あと2回の中でそう意見書を持っていきたいなど。もし、今の段階でそういうことを言っては申しわけないんですけれども、9月の段階でこの会議の中で固まらない場合は、大筋で固まっておれば、最終的には、座長のご意見をいただいた上で、ご確認ということで、こちら、事務局のほうで最終持ち回りをさせていただくというようなことも起こり得るのかなと思っています。

○槇村座長

とりあえず2回はこういう形で委員の皆様方と集まって議論ができる。それで、多分、私はまとまると思いますけどね。まとまらないようであれば、3回目もあり得る。

○金箱課長

時間的な問題で、ございませんので。

○槇村座長

時間的な問題がね。最後は、多分、2回もやれば何とかまとまるんじゃないかと思いますが、それで一応また修正していただいて、文言修正程度のことは一任いただいて、また皆さんに、これでいいかということで、持ち回りか何かでさせていただくと、こんな感じですか。

○玉井局長

時間というか、1つ中間まとめというのは、いわゆるこれまで出てきた意見の集約ということの1つの通過点、大体このあたりが真ん中になるんじゃないかということで、それで、今の話ですと、あと会議2回で一応最終ということ言えば、きょうの皆さん方の意見を、またこの後メールか何かでもずっと意見を取りあえず送っていただいて、次のときにはそれらを集約して、最終取りまとめに一步近づく、そういう段階で整理を我々のほうでします。もう一遍、その後、意見を足して、最終にと。その際には、報告、提言という最終のまとめ方になるんですけれども、おそらく、おっしゃっていただいたように、これは提言なので、この提言を受けて、我々が例えば大阪市の状況を含めて判断をして、この手法をまずはとりますという、その決定はどうしても市長サイドのほうになりますので、それに向けての知恵はこんなにありますよというのをいただく場になりますので、そういう意味合いで、次回には、きょうのこれにこういうことを追加したらいいわというのをぜひ先生方からこの後送っていただいて、それで次に出すと、また意見を送っていただいて出すという、そういう形にして最終のところへ近づきたいので、中間まとめを何かカチッとしないといけないというと、何かちょっと変な格好になりますので、あんまり精力を注ぐのはちょっとあれかなと。

○槇村座長

きょうは、だから中間取りまとめの話で、今これを……。

○玉井局長

だから、中間整理みたいな、そんな形でいいのかなと思ったんですけど。

○槇村座長

それで、9月の初旬にお渡しするのは、最終形の提言みたいな形ということですね。

○玉井局長

そうですね。基本的にはそういうことですね。

○槇村座長

9月に中間取りまとめではないんですよ。

○玉井局長

ええ、ないです、ないです。9月が最終ですから。次、1回やって、その次は、基本、最終、文言修正は残るとしても。

○槇村座長

この中間取りまとめというのは、発表とか何か外に出るんですか。

○玉井局長

いえ、この会議自身が公開になっていますので、この会議も特にネットで見ようと思ったら見られる状態になっていますから、まさに中間集約みたいな形かなと。先ほどご意見いただいたというのも、最終まとめにしては、基本的には、構成としては、「はじめに」の部分というか、まず導入があって、現状をもう少し、2ページで書いていますけど、資料等とかをつけて詳細な分析をして、その次には、やはり検討をいただいた経過というのがあるので、幾つかの観点を含め検討いただいたので、その検討の経過を整理して、その検討の経過の中で出てきた観点がおそらくその観点別の課題整理になってくるんじゃないかなと。それと、先ほど長瀬委員がおっしゃっていただいたように、一方で運営形態を考えた場合に、単純に言えば直営、委託、指定管理、その他あるのかもしれませんが、その運営形態ごとの何でしたらそのメリットデメリットをしっかりと整理しておいて、それで、その課題解決に対してどんなことができるだろうか。そのときに、その運営形態にはめたらどうというのが一番近しいだろうかというのを評価という形で整理をしたら、おそらく、大体、方向性が見えてくるんじゃないかなと思いますので、ちょっと、まだ、うちの局の中でも、十分な整理というか、考え方の整理ができていないので、きょうの意見を踏まえて思ったところを申し上げただけなので、またちょっと形にして何か整理をして、こんなんでいいですかというのは、またこっちからもお送りさせていただくので、またごらんいただければと思うんですけども。

○槇村座長

そしたら、きょうは中間取りまとめということでご意見をいろいろいただいたんですけども、最終的な取りまとめに向けてこれから進んでいくという形でよろしいですかね。そのほうがよろしいですね。最終形をつくらないといけないので、きょうはたたき台をいただいて、いろいろご意見をまたいただいたので、今、局長がおっしゃったような感じで進めていって、最終取りまとめに近い形を、お忙しいと思いますけど、近い形が8月初旬にばくつとしたものでもいいですけど、9月初旬でまとまるような形で、あと1カ月ぐらい、もうちょっとありますね、1カ月半ぐらいありますか。

○玉井局長

だから、来月中旬ぐらいまでに。次の会議ですね。

○中野係長

はい。

○向山委員

課題のところは。

○長瀬委員

課題のところは、何か目次というか、何か文章にして送るといったら大層ななんですけど、何かポイントで、例えば納骨堂とか、一言一言で課題一覧としてお送りしたら、これってこれのことを言っているのかなということで文章にしてくれるというものなので。分類の仕方とワンポイントの課題の一覧というのをそれぞれに送ってまとめてもらうほうが、何かスムーズに見られるだろうしね。出てきたやつをまた見てというと。文章になったのを見ると、やっぱり時間かかるし。

○槇村座長

箇条書きみたいなね。

○長瀬委員

箇条書きで。

○金箱課長

前に書いてある項目と、あと、当面、中期ぐらいにこんなことがあるというのを、もしいただければ、それをこういう形でまとめるほうが。文章の中に入れると、やっぱり文章のどの単語をピックアップするかという思いが、委員の方と私らとは違いますのでね。

○長瀬委員

同じくと言っているのに書き方が違ったら時間はやっぱりかかると思うので、一言一言で課題一覧にするから。

○金箱課長

そしたら、ちょっとこちらからまたお願いしますとか、メールすぐ送りますので、その項目についてちょっと箇条書きみたいな形で書いていただけたらと思います。

○向山委員

委員の中で意見が相関しているというわけではなくて、何を文章にするのかがなかなか書いていなくて……。

○向山委員

評価の問題もまた…。

○槇村座長

そうですね。

○向山委員

ええ。

○長瀬委員

その評価のところ、難しいでしょうね。特に直営はだめだとか。

○向山委員

そうですね。ほんとうに一個一個にポイントを出すということを……だとすれば、当然、業者が例えば倒産したということがあると滞ってしまうというリスクがありますからね。そのかわり、例えば指定管理なんかだと、かかる経費についてのリスクは業者にとらせることができるわけですから、その分、確実にコストカットにはなりますよね、その部分ね。あんまり経費がかかりませんでしたというわりには、結果的に損をするということもありますけども。さっきおっしゃった費用を全部決めないで委託するんですかというのも、結局、例えばお茶飲むスペースのソファを買って替えるといったときに、業者が自分で買ってソファを設置したら、指定管理が終わったときに、じゃ、持って帰りますとなるとなくなっちゃうんですね。それを市の費用で購入して、市のものとして設置すれば、それはまた連続して使えるようなイメージがあるので、そこはやっぱり協議しないといけないところは必ず出てくるはずですよ、決め切れないというね。

○脇田委員

私がもし入札に参加しようと思う業者であれば、そこを見たとき、これも必要、これも必要となるじゃないですか。それを含めてやっぱりとれば、もっと柔軟にというか、サービスをいいものにできるのになと思うんですけど。

○向山委員

さっき、川崎市かどこかで古い斎場を指定管理やっているところが、補修費用がかかり過ぎてというのがあったが、それを前提に応募してはるはずなので、それを後から費用がかかり過ぎるといって怒るのは、変な話というか、それを持ち込んで金額を決めているはずなので困りますよということになるわけですよ。

○槇村座長

きょうは中間取りまとめということだったんですけども、かなりいろいろ細かく深い議論をいただきまして、最終取りまとめに向けたご意見のような形で、順次、事務局、大変ご苦勞でございますけれども、委員の皆さんから少しまた意見を聞いていただいて、最終形に向けて形を整えていければいいかなと思います。

きょうはたくさんのご意見をいただきまして大変ありがとうございました。また、事務局の

ほうも、夏休みに入るかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○金箱課長

それでは、槇村座長、どうもありがとうございました。

本日の会議につきまして、また会議録等ご確認いただきますので、よろしくお願いします。

それで、またホームページ等で公表してまいりますので、また重ねてお願いすることになります。

これをもちまして本日の会議は閉会してまいります。委員の皆様、ほんとうにありがとうございました。

第6回 斎場運営形態検討会議

資料

平成24年7月

斎場業務における業務委託と指定管理者制度の業務範囲について

業務範囲：○(可能) ×(不可)

業務内容		業務委託	指定管理者制度
火葬に関する業務			
	受付業務	×	○
	使用許可業務	×	○
	各種証明書発行業務	×	○
	使用料等徴収業務	×	○
	受入業務	○	○
	火葬業務	○	○
	収骨業務	○	○
	火葬設備保守点検業務	○	○
管理運営上必要な業務			
	火葬記録業務	×	○
	定期報告業務	×	○
	庶務業務	×	○
	式場貸出業務	×	○
	施設清掃業務	○	○
	庁舎管理業務	○	○
	遺体・遺骨保管業務	○	○

指定管理者制度の導入状況について(他都市)

都市名	契約方法	メリット	デメリット	備考
仙台市	非公募	指定管理者は、委託を受けて管理を行っていた財団であるため、業務に精通しているので引継する必要がない。	公募にして違う業者に決まったとき、接遇、火葬技能の低下等がデメリットになると思われる。	
川崎市	公募	経費の削減とサービスの充実。	特になし	
広島市	公募	民間企業のジョイント団体が指定管理者となり、ご遺体の受け入れ方法の変更、接遇面の向上がみられ、アンケートでも評価をいただいている。 火葬の技術に関しても高い能力を持ったスタッフが常駐することで、新規スタッフの人材育成や火葬技術の指導が行われているほか、日常のメンテナンスも十分に実施されるようになり、火葬炉設備の修繕費の減少にもつながっていて、経費削減を図ることもできた。	特になし	
福岡市	非公募	職員配置の効率化、稼働日数の増加、地域住民へのサービス向上、管理運営等に対する創意・工夫等ができた。	特殊な施設であり、指定管理者が変更になった場合に滞りなく継続運営が可能か懸念される。また、施設の維持管理計画等が確実に引き継がれるか懸念される。	

※ 大阪市環境局調べ

市立斎場の運営形態のあり方について

(中間とりまとめ)

斎場運営形態検討会議

目 次

□ はじめに	1
□ 斎場の運営形態のあり方	
1 現状について	2
2 課題・対応策について	
(1) 当面の課題	3
(2) 長期的な課題	4
3 方針について	5

(参考資料)

資料 1	大阪市立斎場の配置
資料 2	大阪市立斎場の概要
資料 3	大阪市立斎場別火葬件数
資料 4	時間帯別火葬件数
資料 5	主な政令指定都市の斎場運営状況
資料 6	府下主要都市の斎場運営状況
資料 7	東京都 23 区内の斎場運営状況

□ はじめに

本市斎場運営については、明治40年の民間火葬場買収に始まり、その後、統廃合を経て、現在は、瓜破・北・小林・鶴見・佃斎場の5ヶ所の市立斎場で、元旦を除く年364日火葬業務を行っています。

斎場は、単に火葬を行う場というだけでなく、ご遺族にとって最後のお別れの場であり、そのため、火葬業務の執行にあたっては、葬儀慣習や市民感情を意識した厳粛な対応が求められます。

また、効率的な事業運営を行うことを目的に平成23年10月から小林・佃斎場における火葬業務の民間委託を実施しています。

このようなことから、民間委託導入に合わせ、斎場運営形態検討会議を設置し、本市の火葬事業の現状と課題を踏まえ、それぞれの幅広い観点から、直営と民間委託を比較評価・検証するとともに、市民にとって最も理想的な斎場運営のあり方について、議論を重ね、最終的に意見を取りまとめてまいります。

ついては、これまでの検討経過を踏まえ、中間とりまとめを行うものであります。

□ 斎場運営形態のあり方

1 現状について

・昭和43年4月5日付旧厚生省通知により、「墓地、納骨堂又は火葬場の経営主体については、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。・・・」とされている。

・斎場の施設は、大阪市内に5ヶ所、市内各所から概ね4キロ程度の範囲に配置している。

・斎場運営は、行政職員による事務と技能職員による作業があり、連携して行っている。

【行政職員】

① 火葬に関する業務

受付業務・斎場使用許可業務・使用料等徴収業務・各種証明書発行業務

② 管理運営上必要な業務

記録業務・定期報告業務・庶務業務・式場貸出業務

【技能職員】

① 火葬に関する業務

受入業務・火葬業務・収骨業務・火葬炉保守点検業務

② 管理運営上必要な業務

施設清掃業務・庁舎管理業務・遺体保管業務・遺骨保管業務

・平成23年10月から効率的な事業運営を行い、斎場運営経費の削減を図るため、斎場の規模などを考慮し、小林・佃斎場を民間委託している。

・斎場利用者及び葬祭業者を対象に直営斎場と民間委託を実施した斎場における事業執行状況や利用者へのサービスの提供状況について、斎場利用者アンケート調査を平成24年1月から2月にかけて実施したところ、利用にあたり、どちらも、概ね「満足」との評価となり、官民とも大きな差は見られなかった。

2 課題・対応策について（これまでの各委員からの意見）

（1）当面の課題

- ・ 民間活用にあたり、火葬業務は市民感情を意識した厳粛な対応が求められることから、経済面に加えて、いかに利用者に質の良いサービスを提供できるかを考えることが重要である。したがって、大阪市が業者を選定するにあたっては、どのような選定基準（例えば、斎場業務は人に頼るところが大きいとため、最低制限価格を設定し、従事者の技能やサービス水準を一定求めることなど）を設定すべきかを検討する必要がある。
- ・ 現在は、スケールメリットを考慮して、小林斎場と佃斎場を一括発注しているが、より業務の効率化を図るため、大規模斎場を含めた委託範囲の拡大やサービスの質を向上させるために、競争性を確保するといった観点から斎場ごとに発注するなどを検討する必要がある。
- ・ 業務委託を行っている都市において、東日本大震災発生時に大規模災害発生時の対応を契約書に盛り込んでいなかったため、支援体制がとれないといった事例があったので、大規模災害発生時の対応について検討する必要がある。
- ・ 受託者のサービス水準を維持向上させるため、教育・研修体制や業務マニュアルを提出させるとともに、より円滑に業務を執行させるため、大阪市によるチェック体制を一層充実することが必要である。
- ・ 5 斎場の施設によって、新しさ、広さなどが異なっていることや時間帯によって利用率に差があることから、均一の利用料金ではなく斎場や時間帯によって料金変更するなどの料金体系について、検討する必要がある。

(2) 長期的な課題

- ・指定管理者制度を導入している都市においては、斎場の新築もしくは建替え時に導入する事例が多く、大阪市に導入しようとするれば、他都市における比較検証や導入効果を確認する必要がある。
- ・指定管理者制度の導入にあたっては、斎場特有の市民サービスがあることから、サービスの維持向上を図るためには、価格面とともに、市民サービスの質についても重視するような独自の採点などについても検討する必要がある。
- ・今後、火葬需要の増加が予想されるなか、現在、斎場を改修することは困難なことから、収骨室を設けることやロストル方式を採用することなどによる火葬炉の回転率を上げる方策の検討が必要である。
また、収骨室を設置することにより、ご遺族のプライバシーに配慮することも可能になる。
- ・斎場利用者の各種手続きは、利用者の利便性を考慮し、区役所などで行えるような検討が必要である。
- ・これら課題の取組みにあたり、大阪市の厳しい財政状況を踏まえて、大規模投資が出来ないことから、より効率的な手法を検討する必要がある。

3 方針について

・墓地、埋葬等に関する法律第1条では、「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的する」とされており、斎場は、公共性が高くかつ非営利性も高いものであり、昭和43年の旧厚生省通知においても墓地、納骨堂又は火葬場の経営主体については、原則として市町村等の地方公共団体でなければならないと記載されている。また、地方公共団体以外で行う場合は、宗教法人または公益法人に限られている。

一方、「民で出来ることは民に」という観点から運営コスト削減のため、現在、2 斎場の火葬業務を民間委託しているところである。

しかしながら、現在の業者選定方法では、必ずしも利用者へのサービス水準向上が図られていないところがある。

したがって、これからの斎場のあり方については、市民の葬送に対する意識が多様化するなかで、市民ニーズに対応できるような施設のあり方を検討するとともに、運営コストの削減を行いつつ、利用者のサービス水準の向上を図るため、業務委託の拡大や指定管理者制度を導入する方向でまとめることとする。

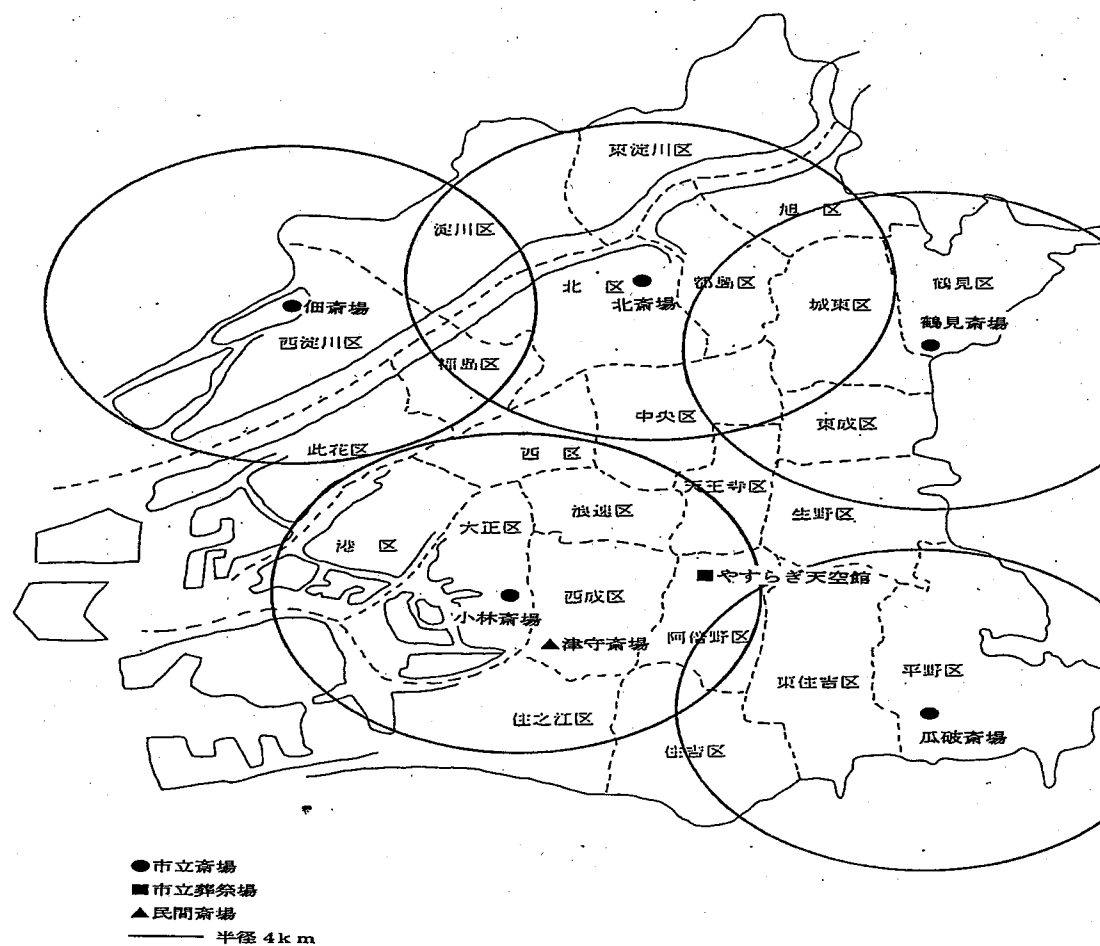
最後に、直営が有している火葬技術等のノウハウの継承は重要であり、民間に委託する場合にあたっては、どのように火葬技術等を引き継がせるかがポイントになる。

また、その火葬技術等についての高度な知見については、行政内部においても、そのノウハウを継承することが必要である。

(参考資料)

資料 1

斎場の配置



市立斎場の概要

斎 場 名		瓜 破 斎 場	北 斎 場	小 林 斎 場	鶴 見 斎 場	佃 斎 場	計
所 在 地		平野区瓜破東	北区長柄西	大正区小林	鶴見区鶴見	西淀川区佃	
開 設 年 月 日		S32. 4.30 H8.3.31改修	M 9.6民営開設 H13.4.1建替	T 2. 6.10 H5.3.31改修	S 8. 2. 4 H18.11.30建替	S 9. 3. 4 S57.3 改修	
建 物 構 造		鉄筋コンクリート 平屋建	鉄骨鉄筋コンクリート 4階建	鉄筋コンクリート 平屋建	鉄筋コンクリート (一部鉄骨造) 3階建	鉄筋コンクリート 平屋建	
火 葬 燃 料		都市ガス	都市ガス	白灯油	都市ガス	白灯油	
炉 数		30基	20基	10基	8基	4基	72基
職 員 数 (人)	事務職員	4	5	2	2	1	14
	技能職員	17	14	※	6	※	37
	合 計	21	19	2	8	1	51

※ 平成23年10月より小林・佃斎場について、技能職員にかかる火葬業務を民間委託により実施。

平成24年7月1日現在

斎場別火葬件数

■斎場別

斎 場 名	瓜 破 斎 場	北 斎 場	小 林 斎 場	鶴 見 斎 場	佃 斎 場	計
平成21年度	11,325	7,828	4,942	3,342	1,275	28,712
平成22年度	10,877	8,974	3,671	3,620	1,862	29,004
平成23年度	11,874	8,910	4,959	3,690	1,643	31,076

時間帯別火葬件数

■時間別

	時間	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	計
平成21年度	件数	-	5,368	5,700	5,231	4,792	4,647	2,974	28,712
	%	-	18.7	19.9	18.2	16.7	16.2	10.3	100
平成22年度	件数	-	5,327	5,496	5,318	5,183	4,392	3,288	29,004
	%	-	18.4	19.0	18.3	17.9	15.1	11.3	100
平成23年度	件数	1,441	5,647	6,136	5,618	5,221	4,958	2,055	31,076
	%	4.6	18.2	19.7	18.1	16.8	16.0	6.6	100

※ 市民サービスの向上を図るため、平成23年10月より、入場時間帯を拡大して、10時から受け入れている。

主な政令指定都市の斎場運営状況 No. 1

項 目	大阪市		札幌市		仙台市		川崎市		横浜市		名古屋市	
火葬運営	・直営 ・火葬業務委託 (一部)		・直営 ・PFI事業者		・指定管理者		・指定管理者		・直営 ・火葬業務委託		・直営	
契約業者	葬祭業者		PFI斎場事業(株)		財団法人 仙台市公園緑地協会		川崎市 保健衛生事業団 (富士・高砂共同体)		火葬炉メーカー		第2斎場については、指定管理者制度を導入検討	
契約方法	一般競争入札		一般競争入札		非公募		公募		特名随意契約			
火葬場・炉数	・直営 瓜破斎場 (30炉) 北斎場 (20炉) 鶴見斎場 (8炉) ・業務委託 小林斎場 (10炉) 佃斎場 (4炉)		・直営 山口斎場 (29炉) ・PFI方式 里塚斎場 (30炉)		葛岡斎場 (20炉)		かわさき南部斎苑 (12炉) かわさき北部斎苑 (16炉)		久保山斎場 (12炉) 南部斎場 (10炉) 北部斎場 (16炉) 戸塚斎場 (6炉)		八事斎場 (46炉) 第2斎場 (仮称) 建設中	
火葬件数 (平成22年度実績)	29,004		16,472		7,718		10,412		24,505		21,600	
火葬料金 (大人料金単位：円)	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外
	10,000	60,000	0	49,000	9,000	27,000	3,000	30,000	12,000	50,000	5,000	50,000
職員数	市職員 事務部門 14名 火葬部門 38名 業務委託業者 火葬業務従事者 10名		市職員 事務部門 5名 火葬部門 8名 火葬業務委託業者 火葬業務従事者 20名 PFI事業者 35名		指定管理者 事務部門 4名 火葬部門 10名		指定管理者 事務部門 12名 火葬部門 19名		市職員 事務部門 16名 火葬業務委託業者 火葬業務従事者 52名		市職員 事務部門 7名 火葬部門 16名	
休業日	1月1日		1月1日及び友引日		1月1日、2日及び 6月中の1日 (平成22年度は6月13日)		1月1日及び友引日		1月1日、2日及び友引日 (友引日であっても、市営四 斎場のうち、一斎場は開場)		1月1日及び友引日	

主な政令指定都市の斎場運営状況 No.2

項 目	堺市		京都市		神戸市		広島市		北九州市		福岡市	
火葬運営	・ 直営 ・ 火葬業務委託		・ 直営		・ 直営		・ 指定管理者		・ 直営		・ 指定管理者	
契約業者	火葬炉メーカー		――		――		ひろしま 斎苑管理グループ		――		財団法人 ふくおか環境財団	
契約方法	特名随意契約						公募				非公募	
火葬場・炉数	堺市立斎場（17炉）		中央斎場（25炉）		鶴越斎場（30炉） 甲南斎場（10炉） 西神斎場（11炉） 有馬斎場（2炉）		永安館（12炉） 可部火葬場（2炉） 五日市火葬場（4炉） 湯来火葬場（2炉） 西風館（10炉）		東部斎場（15炉） 西部斎場（15炉） 藍島斎場（1炉）		福岡市葬祭場（25炉） 玄界島火葬場（1炉）	
火葬件数 （平成22年度実績）	7, 988		15, 302		14, 544		10, 321		11, 111		9, 758	
火葬料金 （大人料金単位：円）	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外
	20, 000	60, 000	15, 000	75, 000	12, 000	36, 000	8, 200	59, 000	10, 000	50, 000	20, 000	70, 000
職員数	市職員 事務部門 4名 火葬業務委託業者 火葬業務従事者 14名		市職員 事務部門 3名 火葬部門 13名		市職員 事務部門 6名 火葬部門 18名		指定管理者 事務部門 7名 火葬部門 17名		市職員 事務部門 6名 火葬部門 16名		指定管理者 事務部門 7名 火葬部門 12名	
休業日	1月1日、2日		1月1日及び月3回		1月1日及び友引日と 毎月第1月曜日 （鶴越は友引日も通常勤務）		1月1日、2日及び秋分の日		1月1日を除き、 どちらか東部・西部 一方は開業		年 3 日 （1月1日と春と秋に1日ずつ）	

※ 大阪市環境局調べ

府下主要都市の斎場運営状況

項目	東大阪市		八尾市		摂津市		吹田市		飯盛霊園組合 (四条畷市、守口市、大東市、門真市)		豊中市	
火葬運営	・直営 ・指定管理者		・直営 ・火葬業務委託 (炉の運転・管理など一部委託)		・指定管理者 事務関係は市役所で受付		・業務委託 火葬業務委託		・一部事務組合 ・火葬業務委託		・業務委託 事務関係は市役所で受付	
契約業者	荒本斎場管理委員会		火葬炉メーカー		財団法人 摂津市施設管理公社		火葬炉メーカー		火葬炉メーカー		火葬炉メーカー	
契約方法	非公募（地域で運営）		特名随意契約		特名随意契約		特名随意契約		一般競争入札		特名随意契約	
火葬場・炉数	・直営 長瀬斎場（6炉） 小阪斎場（6炉） 楠根斎場（3炉） 岩田斎場（3炉） 額田斎場（3炉） 今米斎場（2炉） ・指定管理 荒本斎場（2炉）		八尾市立斎場（10炉）		摂津市立斎場（3炉）		やすらぎ苑（8炉）		飯盛斎場 (火葬炉10炉、汚物炉1炉)		豊中市立火葬場（8炉）	
火葬件数 (平成22年度実績)	5,027		2,685		543		2,921		4,833		3,161	
火葬料金 (大人料金) 単位：円	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外
	7,000	35,000	14,000	42,000	15,000	45,000	5,000	20,000	20,000	70,000	10,000	40,000
職員数	市職員 10名 嘱託 1名 人材派遣 1名 指定管理者 2名		市職員 6名 火葬場職員 6名 火葬業務委託業者 火葬炉運転管理業務 3名		指定管理者 3名		市職員 4名 火葬業務委託業者 火葬炉運転業務 4名		市職員 19名 火葬業務委託業者 火葬炉運転業務 5名		火葬場職員 1名 (パート職員・電話受付業務) 委託業者職員 火葬炉管理業務 3名	
休業日	第1、3の日曜日及び 前日の土曜日第2、4の水曜日		1月1日		1月1日		1月1日		1月1日		1月1日	

※ 大阪市環境局調べ

資料 7

東京都23区内の斎場運営状況

斎場名	運営形態	実施者	契約方法	所在区	炉数	火葬件数 (平成22年 度)	火葬料金 (大人料金)		職員数
瑞江葬儀所	東京都	指定管理者 〔公益財団法人 東京都公園協会〕	特命	江戸川区	20	7,436	都民	36,400円	(派遣職員) 事務職員 2名 技術職員 1名 技能職員 7名 (協会職員) 固有職員 9名
							都民外	71,280円	
臨海斎場	地方自治法による 一部事務組合	臨海部広域斎場組合 〔港区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区〕	火葬業務委託 随意契約	大田区	10	5,712	組織区内	23,000円	(区派遣) 事務職員 4名 業務委託 8名
							組織区外	70,000円	
桐ヶ谷斎場	民間事業者	東京博善(株)		品川区	12	—	特別殯館 特別室 星(最上等)	177,000円 107,500円 59,000円	
町屋斎場				荒川区	12	—			
代々幡斎場				渋谷区	10	—			
落合斎場				新宿区	10	—			
四ツ木斎場				葛飾区	9	—			
堀ノ内斎場				杉並区	8	—			
戸田斎場		(株)戸田葬祭場		板橋区	15	—	特別殯館 特別室 星(最上等)	177,000円 107,500円 59,000円	

※ 大阪市環境局調べ

